

第 1 3 1 回

横須賀市都市計画審議会

議事録

第 131 回横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 平成28年2月10日（水）
午後 2 時00分～午後 3 時00分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎 4 階災害対策本部室
- 3 議 題
平成 27 年度諮問第 1 号 横須賀市都市計画マスタープランの改定について

4 出席者

出席委員氏名		事務局員氏名	
大 方 潤一郎	委員長	都市部長	長 島 洋
伊 藤 順 一	委員	都市計画課長	鈴 木 智 昭
大 野 忠 之	委員	都市計画課課長補佐	羽布津 仲 雄
柏 浩 一	委員	主任	石 井 伸 良
亀 井 貴 嗣	委員	担当者	宮 崎 寛
嘉 山 淳 平	委員		以上 5 名
木 村 武 志	委員		
菅 沼 純 子	委員		
土 田 弘之宣	委員		
はまの まさひろ	委員		
平 松 廣 司	委員		
藤 井 樹	委員 (代理: 交通課長 天間和昭)		
松 行 美帆子	委員		
	以上 13名		

欠席委員氏名

中 村 文 彦	委員
三ツ堀 清 巳	委員

山 家 京 子 委 員

以上 3名

5 傍 聴 人 2名

6 議事経過 別添のとおり

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、お時間少し早うございますが、委員の皆様、全員おそろいという状況でございますので、第131回横須賀市都市計画審議会を開催いたします。

開催に当たり、委員の出席状況をご報告いたします。

委員16名中13名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第5条第2項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。

交通計画分野の中村委員、都市計画分野の山家委員、農業分野の三ツ堀委員は、公務によりご欠席でございます。

なお、横須賀警察署長の藤井委員でございますが、本日は公務のため、交通課長の天間様が代理で出席されています。

本日の傍聴者は2名でございます。

それでは、会議に入ります前に、お願いがございます。

説明は、お手元のディスプレイを使用させていただきますので、ご承知おきください。

また、審議の際のご発言でございますが、お手元のマイクの右側にある緑色のスイッチを押してからご発言をしていただき、発言終了時にはもう一度、緑色のスイッチを押していただきますようお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第です。次に、議案書としまして、諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定でございます。本議案について、参考資料として、昨年11月から12月まで行いました、パブリックコメントの手續結果を添えてございます。続いて参考資料として、次回の案件として予定しております、第7回線引き見直しについてでございます。

議案書につきましては、あらかじめ皆様にご送付させていただいたものと同様のものを、お席のほうにご用意してございます。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

委員長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、次第の2、議事録署名人の指名でございます。本日は、市民委員から木村委員、市議会議員委員から大野委員を指名させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

次第の3、市長より本会に諮問されました議案の審議に入らせていただきます。本日ご審

議いただく案件は1件です。

諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定について審議を行います。今まで2回の審議を行いましたが、本日が最後の審議となります。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

審議1 諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定について、ご説明をさせていただきます。

前回、前々回と2回に分け、改定案についてご審議をいただきました。今回は、昨年11月から12月にかけて行ったパブリックコメント手続と、その意見への対応も含めご説明をし、ご審議をいただきたいと考えています。なお、本日のご説明は、基本的にお手元の画面を用いてご説明をさせていただきます。都度、画面をごらんください。

それでは、改めてとなりますが、まず、都市計画マスタープランの位置づけから、ご説明したいと思います。画面をごらんください。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた計画であり、市町村の都市計画に関する基本的な方針として位置づけられ、市町村が定める都市計画は、この基本的な方針に即したものでなければならないとされています。

画面をごらんください。続いて、本市における都市計画マスタープランの経緯について、ご説明します。平成4年6月に都市計画法が改正され、先ほどご説明をした第18条の2の条文が新たに加わったことを受け、本市でも平成8年3月に目標年次を平成27年とした最初の都市計画マスタープランを策定いたしました。その後、社会状況の変化を踏まえ、平成22年3月に人口減少、少子高齢化やコンパクトシティ化に向けた、まちづくり三法など、国の制度改正等に対応するために、部分改定を行っております。この改定において、大きく将来都市構造について、考え方の転換を行っております。具体的には、それまでの拡大志向の都市づくりを見直し、集約型都市構造である拠点ネットワーク型都市づくりへの転換として、歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりへと転換することといたしました。今回は、現行計画の目標年次が到来するため、さらなる20年後の平成47年度を計画目標とする改定を行います。

次に、平成26年度から今年度まで2カ年かけて改定を行ったその背景や、検討体制についてご説明いたします。画面をごらんください。

前回、平成22年3月の部分改訂以降、急激な人口減少・少子高齢化への対応。拠点ネットワーク型都市づくりのさらなる展開によるコンパクトで利便性の高い都市づくり。東日本大震災を踏まえた大規模な災害への備え。市内経済や商店街の停滞、製造業の市外移転による都市活力低下への対応。環境共生型都市づくりや低炭素型都市づくりに向けた再生可能エネルギーの活用推進といった、さまざまな社会状況の変化があり、それらを踏まえて改定を行っています。

続いて、検討組織の概要についてご説明します。大きく3つ、検討組織を立ち上げて、検討を進めました。まず、学識経験者を含む見直し検討会議については、市民公募3名、学識経験者4名、関係団体7名、行政機関5名、委員総数19名の体制で組織し、平成26年11月10日より、計8回のご審議をいただきました。委員長には横浜国立大学大学院教授である、高見沢実先生にご就任をいただきました。

画面をごらんください。次に、市役所内における検討組織として、関係部長会議である検討委員会、関係課長会議である検討部会を組織し、それぞれ3回、7回と庁内における議論を進めております。

続いて改定案の構成や改定のポイントについて、ご説明します。

まず、構成ですが、大きく序章から第5章までと、資料編で成り立っています。その中の序章から第3章までは、横須賀市全体の都市づくりの方針、第4章は地区別のまちづくり方針となります。第5章は推進方策として独立しており、最後に用語の解説や、策定の経緯などを資料編として加え、改定案としています。

画面をごらんください。改定のポイントについて、3点に絞ってご説明します。まず、都市づくりの目標について、「豊かな暮らしと、いきいきした交流をはぐくむ都市」は継承することとし、サブタイトルに「都市魅力で選ばれるまち横須賀」を追加したこと。そして、その取り組みの基本的な考え方として、拠点ネットワーク型都市づくりと、都市魅力の創造を掲げることとしたことが大きなポイントとなります。

まず、1点目として、拠点ネットワーク型都市づくりについてご説明します。画面をごらんください。拠点ネットワーク型の都市づくりについて、人口減少社会の進展も見据え、平成22年3月の部分改訂における考え方を継承しています。その考え方は、既存ストックを有効活用しつつ、さまざまな都市機能を計画的に集積させ、無秩序な市街地の拡大を抑えるような、歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりへと転換することが必要であるとし、コンパクトな都市づくりでは、主要鉄道駅等を中心とする拠点市街地を形成し、歩いて暮らせる生

活圏を形成すべく、居住機能や生活利便施設などのさまざまな都市機能を集積するとともに、これら拠点市街地の幹線道路によるネットワーク化を図るとしています。

次に、駅周辺の拠点市街地と、バスなどでアクセスされている住宅団地などの周辺市街地では、最寄り品店舗などの生活サービス機能を充実させ、生活利便性を確保し、これらの周辺市街地と拠点市街地間の公共交通網を整備、拡充することで、日常的な買い物は居住地で済ませ、買回り品の購入や生活利便施設の利用などは、バスや鉄道を利用して拠点市街地に出て行える、高齢者をはじめとする住民が、過度に自家用車に頼ることなく生活できる環境を創出します。なお、郊外市街地においては、人口、世帯数が減少している都市基盤施設が十分でない地区は、長期的には縮退を検討します。以上の考え方をもとに、都市づくりの目標を実現するために、拠点ネットワーク型都市づくりを目指すこととしています。

次に、2点目のポイントである都市魅力の創造についてご説明します。画面をごらんください。人口減少社会の中でも、持続可能な都市活力を維持していくためには、首都圏に位置する立地を活かして、市民が生き生き暮らすことができ、訪れる人を引きつける、本市だけにある魅力づくりが重要だと考えています。今回の改定では、その都市魅力を都市づくりの目標に掲げ、土地利用や市街地整備等を推進していくことといたしました。その考え方では、子育てがしやすいまちをつくる、シニア世代がいきいきと暮らすまちをつくる、いろいろな住まい方ができるまちをつくる、いろいろな交流を育むまちをつくる、地域力を活かした活力を育むまちをつくるといった項目で、目標に対して全市的な取り組みを行い、横須賀ならではの都市魅力を創造することとしています。

この都市魅力の創造については、都市づくりの目標以外にも、さまざまな箇所に反映させることとし、将来都市構造に都市魅力の創造の項目を追加するほか、ごらんのような図でも、市域全域での都市魅力の創造について記載を行っています。

画面をごらんください。また、地区別のまちづくり方針でも、12地区それぞれに概況を追加し、まちづくりの魅力資源を記載するとともに、都市魅力の創造方針を追加し、その地区における都市魅力について、魅力拠点のネットワークや、にぎわい拠点の形成などの項目について記載するとともに、都市魅力の創造についての図も追加しています。画面では、一例として、追浜地区の都市魅力創造の図をごらんいただいております。ごらんのように、魅力拠点のネットワーク、賑わい拠点の形成、産業拠点の強化、景観形成等の観点から、地域にある魅力資源に光を当て、その概要を含め記述を行っています。

引き続き、画面をごらんください。3点目のポイントとして、推進方策の章を新たに追加

し、この都市計画マスタープランに実効性を持たせるようにしています。組み立ては4項目で構成しており、まず、都市マスの将来都市構造における2つの柱である、拠点ネットワーク型都市づくりと都市魅力の創造について、それぞれ推進方策を記載し、その次に、3として、そのどちらにも関連するまちづくり諸制度等の柔軟な活用について記載し、最後にプラン全体の見直しについて記載するという構成になっています。

内容について少しご説明します。この章は推進方策の章ですが、冒頭で1、拠点ネットワーク型都市づくりの推進として、再度、コンパクトな都市づくりのイメージについて触れています。これは、各種の推進方策を、このイメージに沿った計画として、より強力に推進していく観点として、あえて記述を行っているものです。その(1)本市が目指す拠点ネットワーク型都市構造のイメージにおいては、拠点市街地、周辺市街地におけるコンパクトなまちづくりと、それらをネットワークする公共交通との連携に向けた取り組みの展開などについて記載し、(2)公共交通の再編への備えでは、拠点ネットワーク型都市づくりの大きな要素である公共交通について、国の動き及び将来的な備えについて、その推進方策を記載しています。

また、(3)効果的な公共施設整備の推進では、本来の機能の維持・更新に加えた交流機能の検討などを念頭に、施設配置適正化計画の内容も踏まえ、また、(4)民間施設の適切な誘導では、都市拠点などにおける民間施設の誘導について、立地適正化計画の作成も見据え、記載を行っています。

続いて2項目め、魅力創造の取り組みについてご説明します。(1)多様な参加主体によるまちづくりは、市民、事業者等による自主的な取り組みであるエリアマネジメントの仕組みなど、行政だけで行うのではなく、地元住民や民間と協力して行うという視点で記載し、(2)地区の魅力を活かしたまちづくりの推進では、(1)で示したまちづくりについて、地区の魅力を活かしたさまざまなまちづくりの取り組みを支援していく視点で記載しています。

続いて、3項目めでは、まちづくり諸制度等の柔軟な活用について記載しています。前述の1、2について、都市計画として、どのように推進していけるのかを記載しています。その組み立てとしては、(1)まちづくり諸制度等の活用イメージとして、さまざまな活用イメージを示しています。そのうち、(2)(3)では、緩和型の地区計画制度の活用イメージ、特別用途地区の活用イメージとして、まちづくり諸制度の中でも特出しをして、活用イメージを紹介しております。

最後となる4項目めでは、都市計画マスタープランの適切な見直しとして、適切な時期に見直しを行う旨を明記し、柔軟に対応ができるよう記述を行っています。

画面をごらんください。市民意見の概要についてご説明します。平成26年度から今年度まで、2カ年をかけて改定作業を行いました。市民意見の集約は非常に重要な観点であることから、改定作業の初期段階で、地域の皆様からご意見をお伺いする場として、地区別意見交換会を開催いたしました。追浜地区から長井地区まで12地区で合計14回開催させていただき、参加された市民の皆様からさまざまなご意見をいただきました。改定案では、それらのご意見を踏まえ、組み立てを行っております。

続いて、パブリックコメント手続における意見の概要についてご説明します。改定素案についてご意見を伺う場として、パブリックコメント手続を、平成27年11月6日から12月4日まで実施いたしました。その結果、4人の方から合計38件のご意見をいただきました。その内訳としては、都市づくりの目標に関するものが1件、都市づくりの方針に関するものが7件、地区別のまちづくり方針に関するものが30件となっております。いただいたご意見については、既にそのエッセンスが改定案に盛り込まれているものも多く、ご意見を受け、改定案に反映として改めさせていただいた内容としては、新エネルギーの表現を再生可能エネルギーに修正するといった内容となっております。

お寄せいただいたパブリックコメント手続における意見の概要については、本日お手元に配らせていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続いて、改定版策定までのスケジュールについてご説明いたします。今後の予定として、本日の都市計画審議会にて、この改定版（案）について答申をいただきたいと考えております。続いて、2月12日には、関係課長会議である見直し検討部会にて、この改定版（案）の内容について最終的な庁内合意を図ります。そして、3月17日の企画調整会議にて、この改定版（案）について、横須賀市として政策決定を行うことで「案」が取れ、改定版が決定されますといった流れとなっております。画面では、その流れを簡潔に示しておりますので、こちらも参考にしていただければと思います。

以上で、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたら、

ご発言をお願いいたします。

亀井委員

すみません。1つだけ、パブコメのご意見と、そして当局の考え方が出ていましたので、ちょっとお聞きしたいと思っています。

このパブコメの手続の結果の、2ページのところの4、(1)土地利用の方針のところの2ですね。Y-HEART地区と山中町の流通業務拠点計画地区を市街化調整区域に戻すということから始まる8行ぐらいの文章ですけれども、これは要するに、2002年に市街化区域に編入されて、当局の答えとしては、要するに整備がおこなわれていると。よく考えてみると、もう15年ぐらいこのままになっている塩漬けの状態になっているが、利便性がいいので、土地利用を誘導して必要があると思うので、このままにしておきますと。

この方のご意見としては、逆線だと。逆線引きしてでも市街化調整区域に戻せというふうなことを言っています。市民の皆さん全員がそこまでのご意見を持っているかどうかは別に、我々はこれからどういう動きがあるかというのは、情報は多少なりとも持っていますが、市民の方はそれほどの情報がないので、今こういうところまで突っ込んで話をするのかなと思っています。ということは、この考え方というか、対応の仕方というのは、もうちょっと具体的に、例えばいつぐらいまでに、このような動きをする。具体的にこうだとは明確には言えないのかもしれないですけども、大体このぐらいの時期までに、市はこのような動きをするんだということを明確に言っていただいたほうが、市民の皆さんは、よりわかりやすいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

(事務局) 鈴木課長

Y-HEARTと山中町と2つあります。ここは市街化調整区域を市街化区域に編入した、両方ともそういう場所になります。Y-HEARTはご存じのように、今ナショナルトレーニングセンターの誘致をしております。これは、いつまでとはなかなか言いづらくて、今のスケジュールでいくと東京オリンピックに間に合うかどうか、あるいは、その先についても要望していくんだといったようなことを考えておりますので、時期的なものは、やはり言えないと思います。

それと、山中町のほうですけれども、ここは流通業務拠点と言いながら、事業化のめどが立っておりません。事業の見通しがないと編入はできなかつたのですけれども、その事業の見通しが今立っていないという状況にありますので、神奈川県でいくと、逆線引きみたいな考え方も、今後の区域区分の見直しの中で、出てくるのではないかというふうにも考

えております。しかし、そういった中で、ここは地区計画もかかっており、できるものが限られていますけれども、地区計画等も柔軟に見直すことができるような構えを持ちながら、事業者とも話をしていきたいと考えておりまして、申しわけありませんが、事業化の時期というものは、示せない状況であります。

亀井委員

時期は明確には厳しいと思うんですよ、私も。だから大体このぐらいの時期というのも難しいかもしれませんが、要するに市民のわかりやすいような考え方を提示していただいたほうが、より市民もわかりやすいのではないかと。漠然とした状態で、こういう土地利用を誘導していく必要がここはあると思うんで、このままにしておきますというふうな形ではなくて、もうちょっとわかりやすいような説明の仕方があるのではないかとと思うんですが。

委員長

いかがですか。

(事務局) 長島部長

都市部長の長島です。今、委員のご意見はもともとだと思います。パブコメの意見としての回答は既に出してしまっておりますのが、今後、2カ所ですけれども、こういった形で土地利用が進んでいるかという、そういう動きを市民の方へお伝えしていくことは非常に大切だと思いますので、そういうところの情報の発信の仕方については、今後検討していきたいと考えております。

委員長

もうパブコメは回答を出してしまったということですが、マスタープランのほうは、まだ場合によっては注記ぐらいは書けるかもしれませんが、今回はこれから10年、20年をどうするかということをももちろん中心に書いてあるわけですが、もうちょっと長期でこういう部分はどうかというようなことを、少しどこかでお示しいただけると、わかるのではないかと思いますけれどもね。当分は冷えているけれども、いずれはインターチェンジのところですし、山中町あたりも、何かに活用する必要があるというようなことを書いておけば、それでもいいのかなという気がしますけれどもね。そんなところで。

いろいろ工夫してみてください。市民への伝え方はお任せいたします。

それに絡んで、このマスタープランは、いずれきちっとした分厚い冊子になると思いますし、そのほか市民向けの冊子のようなものも印刷したりはするんですか。

(事務局) 鈴木課長

概要版というものをつくりまして、それはお配りしたいと思います。

委員長

そうですね。

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

余りなければ、よろしゅうございますか。

(はいの声)

委員長

それでは、特段これ以上、ご意見などないようでございますので、諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定について、本日の原案どおり決定することについて、異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長

ありがとうございました。

それでは、原案どおり決定することに異議ないと認め、市長に答申することにいたします。

それでは、次第の4、次回審議会の諮問予定について、よろしく願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、続きまして、次回審議会に諮問を予定しております案件について、あらかじめその概要についてのご説明をさせていただきます。

次回案件は、現在事務を進めております、第7回線引き見直しについてとなります。神奈川県と県下の市町が共同して事務を進めております、第7回線引き見直しについて、その事務状況等を画面を用いてご説明させていただきます。

まず、線引き見直しとはどういうものかと申しますと、一体の都市として、整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が広域的な見地から市街化区域と市街化調整区域を区分するものとなります。端的に申し上げますと、線引き見直しとは、市街化区域と市街化調整区域の区分の変更を指す通称でございますが、この区分の変更に伴い、関連する土地利用制限として、用途地域の変更、防火地域、準防火地域の変更、高度地区の変更が副次的に変更されることとなります。また、この区域区分の見直しに合わせて都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針といった3つの方針についても同時に見直しが行われることとなります。

この3つの方針は、政令市を含めた都道府県が、都市計画法において策定を義務づけられ

ているもので、こちらも端的に申し上げますと、本日議案としてご審議をいただいた都市計画マスタープランが、横須賀市が考える横須賀市域の都市計画の基本的な方針であるのに対して、この3つの方針は、いわば、神奈川県が考える横須賀市域における都市計画の基本的な方針といった性格のものになります。これまでも区域区分の見直し、いわゆる線引き見直しに合わせて、これら関連案件も合わせて定期的に見直しが実施されてまいりました。本市におきましては、現都市計画法により、昭和45年に当初線引きされ、昭和52年、59年、平成2年、9年、13年、21年に見直しがされており、今回の見直しは数えて7回目となります。

次に、見直しが行われる都市計画の種類でございます。市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分の変更及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針の3つの方針の変更については、都市計画決定権者が神奈川県となります。建物の用途、建ぺい率、容積率等の形態に一定の制限を行うことにより、計画的な土地利用を誘導し促進する用途地域の変更、建築物の高さの最高限度を定めた高度地区の変更、市街地における火災の危険を防除するための防火地域、準防火地域の変更、この3つが横須賀市の決定区分となります。

以上、7件の都市計画について、ご審議をお願いするものでございます。

続きまして、変更の概略について、少しご説明をさせていただきます。

まず、区域区分の変更です。変更箇所は全体で10件となり、内訳としては、市街化区域への変更が9件、面積は合計で4.12ヘクタールとなります。市街化調整区域への変更については1件で、0.03ヘクタールとなります。市街化区域への変更については、そのほとんどが市街化区域と市街化調整区域を区分を分けた昭和45年前後に建築がされた家屋が中心となり、市街化区域に隣接した全域がD I D地区、いわゆる人口集中地区に位置づけられている地区となります。その他は、公有水面埋め立てで市街化区域へ編入する案件となっております。

続いて、市街化調整区域への変更箇所については、市街化調整区域に隣接した、現在農地として耕作がなされている区域となります。この市街化区域及び市街化調整区域の変更箇所において、用途地域の変更、高度地区の変更、防火地域、準防火地域の変更が行われるといった形になります。編入案件の詳細については、次回審議会場で、詳細にご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、現在までの経緯と、今後の予定を申し上げます。

平成22年度において、県、市が基礎的調査を行い、その調査をもとに市素案を作成いたしました。神奈川県は、国土交通省ほか関係省庁と事前調整を行い、県素案を策定いたしまし

た。そして、昨年10月には公聴会を開催しております。現在、県は公聴会の意見等を踏まえ、県原案を策定し、国土交通省ほか関係省庁と事前協議を行うため、調整しているところでございます。

今後の手続予定でございます。国との事前協議終了後、法定縦覧、市都市計画審議会への都市計画案の付議、県都市計画審議会への付議、大臣及び知事同意を経て、都市計画変更される運びとなっております。現段階におきましては、県と国との事前協議中であることから、変更の時期は確定しておりませんが、おおむね本年夏ごろに決めたいという予定でございます。今後、県の手続の進行に合わせまして、次回の審議会において、本件に係る諮問等の手続を行わせていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

審議自体は次回ということで、今日は事前の予告編と言いますか、事前レクチャーということだそうでございます。もし、今日の時点で何か確認事項等ありましたら、まだ時間もございますので。細かいことは次回でないと事務局も答えられないと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、もし何かございましたら、個別に事務局までご連絡していただければと思います。よろしくお願いいたします。

その他、今日はもう、ございませんか。

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、その他の報告として、3点ご報告をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目になります。次回審議会の予定ですが、確定次第、ご通知をさせていただきますので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。

2点目になります。マイナンバー提供のご依頼でございます。本年1月よりマイナンバー制度が始まりました関係で、報酬の支払い事務においてマイナンバーが必要となります。本審議会終了後、事務局の担当者が皆様のお席を回り、マイナンバーを直接控えさせていただきますので、お席にて少々お待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、3点目となります。平成28年3月末日をもちまして、皆様に委嘱させていただきました都市計画審議会委員の任期が満了となります。次期の委嘱につきましては、後日、就任のお願いをさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、今回は最後の都市計画審議会となりますので、事務局を代表いたしまして、都市部長の長島より挨拶をさせていただきます。

(事務局) 長島部長

一言、ご挨拶申し上げます。

この審議会2年間、皆様には大変お忙しい中、お時間をとっていただき、この審議会にご出席していただきました。そのおかげをもちまして、本審議会が滞りなく運営できましたことを、改めて御礼申し上げます。

任期が満了した以降も、それぞれの立場でぜひ、横須賀市都市行政にいろいろなご意見がいただけたらと思います。2年間、本当にありがとうございました。

(事務局) 羽布津課長補佐

ありがとうございました。

以上で、事務局の報告を終わらせていただきます。

委員長

それでは、本日の審議会を終了いたします。ご審議ありがとうございました。また、任期満了の委員の皆様、長年にわたってありがとうございました。

—了—

議事録署名委員



議事録署名委員

